

## インフルエンザ 出席停止期間 早見表

- ①『発症』とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。病院を受診した時に、医師に経過をお話しし、発症日をご確認ください。
- ②『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』出席停止です。下の表のとおり最短でも5日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延長されますので、下の表に当てはめてご確認ください。

( / )に 日付を入れて算出		発症 0日目 ( / )	発症 1日目 ( / )	発症 2日目 ( / )	発症 3日目 ( / )	発症 4日目 ( / )	発症 5日目 ( / )	発症 6日目 ( / )	発症 7日目 ( / )	発症 8日目 ( / )
例1	発症0日～3日 目までに 熱が下がった 場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2	発症後4日目に 熱が下がった 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能	
例3	発症後5日目に 熱が下がった 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可能

\*これ以降は解熱した日によって出席停止期間が延長されます。



## 新型コロナウイルス感染症 出席停止期間 早見表

- ①『発症』とは、病院を受診した日ではなく、症状（のどの痛み・発熱など）が始まった日です。病院を受診した時に、医師に経過をお話しし、発症日を確認する必要があります。
- ②『発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで』出席停止です。下の表のとおり最短でも5日間の出席停止になります。症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されますので、下の表に当てはめてご確認ください。

( / )に 日付を入れて算出		発症 0日目 ( / )	発症 1日目 ( / )	発症 2日目 ( / )	発症 3日目 ( / )	発症 4日目 ( / )	発症 5日目 ( / )	発症 6日目 ( / )	発症 7日目 ( / )	発症 8日目 ( / )
例1	発症0日～ 4日目までに 症状軽快 した場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能		
例2	発症後5日目に 症状軽快 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 後1日	登校可能	
例3	発症後6日目に 症状軽快 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快	症状軽快 後1日	登校可能

ご確認ください



- ①どちらの感染症も「診断書」「治癒証明書」など、書類の提出は必要ありません。
- ②学校へ欠席連絡の際「発症日・出席停止になる期間・体調の様子」等をお伝えください。



